

学校生活の心得

この学校生活の心得は生徒諸君が本校の教育目標に従い、よりよい学校生活を送り、良い校風を築いてゆくために必要な実践上の心得を示したものである。従って、本校生徒諸君は、すすんで自主・自律的にこの指針の履行に努めよう。

1 登下校

- (1) 登校は朝のホームルーム開始の時刻までにする。
- (2) 登校後の外出は認めない。外出を必要とする場合は、必ず学級担任あるいは関係職員の許可を受ける。(外出許可証)
- (3) バイクや自動車を運転して登下校すること及び制服での運転を禁止する。また、友人等の運転するバイクや自動車に同乗して登下校することも事故防止から禁止する。
- (4) 自転車通学を希望するものは、所定の届を提出する。(自転車使用通学届)
- (5) 登校は、平日は午前7時以降、土・日は8時以降とする。
下校時刻は午後6時とする。
部活動などで下校時刻を延長する場合は顧問などの許可を得る。
- (6) 登下校する際は制服を着用する。履き物は靴とし、上履きは所定のものを使用する。なお、特別の理由で着用・使用できないときは、許可を受ける。(異装届)

2 届出・願出

- (1) 欠席は、事前に生徒手帳の学校・家庭連絡欄に記入して学級担任に届け出る。緊急の場合は、電話等で届け、さらに登校の時に学校・家庭連絡欄に記入した欠席届を提出する。なお、長期欠席期間中は随時、その状況を学級担任に連絡する。

松陽高校	代表電話番号	045-803-3036
51期(1年)	電話番号	045-803-4258
50期(2年)	電話番号	045-803-4254
49期(3年)	電話番号	045-803-4256

- (2) 遅刻、早退、欠課は、事前に学校・家庭連絡欄に記入して、学級担任に届け出る。
- (3) 忌引の場合は、保護者が学級担任に届け出る。なお、忌引きは次の基準による。
○父母…7日 ○祖父母、兄弟姉妹…3日
○曾祖父母、伯叔父母、その他同居親族…1日
- (4) ① 法規に定められた学校感染症にかかった場合、出席停止となる。
学校感染症の罹患を医師に診断された場合、学級担任に連絡し、登校再開後すみやかに、生徒手帳の学校保健安全法による欠席届を保護者が記入して提出する。
② 選抜のための学力検査の受検等による欠席の場合、所定の届けを保護者が記入して提出する。入学試験または就職試験による欠席の場合、所定の届けを

記入して提出する。

- (5) 学校生活における突然の体調不良やけがが起こった時の処置に備え、緊急連絡先の変更はすみやかに申し出る。
- (6) 学校施設、備品等の借用は、あらかじめ届け出て許可を受ける。
- (7) 校舎、校具その他の公共物を大切にし、万一、破損又は汚損したときは、すみやかに学級担任を通して管理渉外グループに届け出る。(校舎・校具破損届)
- (8) 原動機付自転車及び自動二輪車等の運転免許を取得した場合は、すみやかに学級担任に届け出る。(運転免許取得届)

また、本校で行う交通安全指導講習会等には必ず参加し、登下校を含むいかなる場合も制服で乗車することは禁止する。

3 通学について

基本的には次の通りとしますが、緊急な場合には「マチコミ」「Google Classroom」によりお知らせします。

(1) 荒天時について

1. 台風、暴風雨の場合

時 点	神奈川県東部の 警報発令状態	対 応
午前 6 時 30 分	「大雨」及び「暴風」の2つの警報が出ている。	自宅で待機する。
午前 8 時 30 分	警報が 1 つでも解除された。	3 校時目から授業とする。SHR は 10 : 50 から。
午前 10 時 30 分	警報が 1 つでも解除された。	4 校時目から授業とする。SHR は 12 : 30 から。
午前 10 時 30 分	引き続き警報が出ている。	臨時休業とする。

2. 大雪の場合

時 点	神奈川県東部の 警報発令状態	対 応
午前 6 時 30 分	「大雪」又は「暴風雪」のいずれか 1 つでも警報が出ている。	自宅で待機する。
午前 8 時 30 分	警報が解除された。	3 校時目から授業とする。SHR は 10 : 50 から。
午前 10 時 30 分	警報が解除された。	4 校時目から授業とする。SHR は 12 : 30 から。
午前 10 時 30 分	引き続き警報が出ている。	臨時休業とする。

(注 意)

※登校するときは、通学経路の安全や交通機関の状況を確認したうえで、十分気をつけて登校する。

※警報が解除された場合でも、通学経路の天候（積雪などの状況を含む）や交通機関の状況で危険が予想される場合は、学校に連絡し、指示に従う。

※警報発令状況については、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報で確認す

る。

※特別警報発令の場合は自宅待機とする。

(2) **交通機関の混乱時における通学について**

ストライキや事故による交通機関の混乱があるときは、無理をしないで安全な方法で登校する。

上記について、登校しなかった場合及び遅刻した場合は、申し出により出席扱いとする。

(3) **平常時の通学について**

ア. 多少不便でも安全な通学方法を選ぶ。

イ. 徒歩又は自転車で人通りの少ない道を通って登下校する時は、なるべく複数で行動する。

ウ. 何らかの事情で帰宅時間が遅れるような場合は電話で家庭に連絡する。

エ. 道路・歩道では拡がって通行しない。

オ. 道路を横断するときは横断歩道を通行し、交通信号によく注意する。

カ. 通学途中において不審者（ゆすり・たかり・暴漢・痴漢等）に遭遇した時は安全な方法で急場を避け、ただちに 110 番に通報し、その後学校に連絡する。

キ. 交通事故に遭った（交通事故を起こした）時は、ただちに 110 番（必要があれば 119 番も）に通報し、その後学校に連絡する。

ク. 自宅近くの帰路が、暗い道、人通りの少ない道、風紀の悪い場所など、危険のある場合はできるだけ家の人に出迎えてもらう。

4 生活一般

(1) 本校生徒は、校内外において、高校生としての自覚を常にもって、良識ある行動をとる。

(2) 互いに人格を尊重し、気持ちよいあいさつを心がける。

(3) 服装は服装規定に従い本校生徒にふさわしい端正調和の美を失わないようにする。

(4) 特別の理由によって所定の服装が着用できない場合は、学級担任に届け出て許可をうける。（異装届）

バッジは所定のものを左襟につける。

(5) 法規に反すること（飲酒、喫煙等）はもちろん、高校生としての品位を傷つけるような行為は、してはならない。また、学習生活に不必要なもの、品位を傷つけるような物品の所持は望ましくない。

(6) 頭髪等は、本校生徒にふさわしい端正調和の美を失わないようにする。

頭髪の染色・脱色はしない。

(7) 所持品は、華美にわたらず、また必ず学年、組、氏名を明記する。必要以上の金品は持参しない。なお、貴重品の所持、保管については、自分で責任を持って行う。

(8) 金品の紛失、盗難、拾得の場合、すみやかに学級担任又は関係職員に届け出る。（紛失、盗難、拾得物届）

(9) 生徒間の金銭、物品の徴収もしくは売買、貸借は、みだりにしてはならない。やむをえず徴収する場合は、必ず関係職員に届け出て許可をうける。

- (10) 校内の掲示物、印刷、出版物の配布等は、生徒会及び関係職員の許可を受けなければならない。
- (11) 校内において、集会、対外試合、その他の行事を催すときや、本校生徒として個人又は団体で校外団体へ加入するときや、校外の競技会、発表会、会議、その他の行事に参加するときは、関係職員を通じて学校の許可を受けなければならない。

5 服装規定

- (1) 生徒は、本校所定の制服を着用し、上衣にバッジをつける。
- (2) 5月1日から10月31日を略装期間とし、この期間は上衣、ネクタイの着用を自由とする。
- (3) 夏季の服装
男子…白色無地のワイシャツ又は半袖のシャツ。ノーネクタイでよい。
女子…白色無地のブラウス又は半袖ブラウス。
なお、男女とも白色無地のポロシャツを着用してよい。
- (4) ベスト、女子のスラックスの着用は任意とする。
- (5) コートを着用する場合は、華美をつつしみ、高校生としてふさわしいものとする。

(男子制服)

上衣……	紺サージ、片前・ケン襟・二ツ釦・胸ポケット・腰ポケット付。腰ポケットはフタ付とする。フラワーホール付。
ズボン……	裾折返し付（腿の細いもの、裾口の細いもの、ラップ型は着用しない）。
Yシャツ……	白色とする。縞のあるものは着用しない。
ネクタイ……	グレー色とする。学校指定のものを着用する。

(女子制服)

上衣……	紺サージ、W前六ツ釦・腰ポケットフタ付。フラワーホール付。
ベスト……	胸アキはV型、丈はウエスト線より 10 cm。（着用は任意。）
スカート……	腰ドメ、車ヒダ前後3本。
スラックス……	裾折返しなし（着用は任意）
ブラウス……	白色、Yシャツ型を標準とする。

6 自転車使用通学規定

任意保険に必ず加入し、自転車使用通学届を提出、学校のステッカーをつけ、以下の注意事項を厳守する。

なお、ステッカーがはがれた場合や自転車を替えた場合は、担任又は係に申し出て再交付を受ける。

注意事項

- (1) 暗くなった場合はライトをつけて走行する。
- (2) 交通標識を守る。
横断歩道・警笛（ベル）鳴らせ・Ｕターン禁止・自転車通行止・一時停止・徐行など
- (3) 交通信号に従う。
- (4) 通行方法
左側通行、縦一列通行、狭い道路から広い道路へ出るときは交差点の手前で一旦止まる。踏切り一時停止。並列走行禁止。
- (5) 自転車の整備をよく行う。
ライト・ブレーキ・ハンドル・ベル等
- (6) 防犯登録標・鍵をつけ盗難に十分注意する。
- (7) 手放し・二人乗り・並進・傘さし・携帯電話・スマートフォンの使用・イヤホン等の着用など危険な走行はしない。
- (8) 雨天時や天候の悪い時は、バスや電車を利用するようにする。

7 保健室利用について

健康な高校生活を送るために、自分自身で健康管理することが大切です。自分の健康を管理するために保健室を有意義に利用してください。

保健室では学校生活を送るうえで生じた体調不良やケガに対して、みなさんが医療機関にて手当てを受ける、または帰宅することができるまでの「初回の応急手当」のみ行います。また保健室は手当てだけでなく、体調不良やケガを予防し、積極的に心や体の健康づくりをするために、学んだり、健康相談ができる場でもあります。ルールやマナーを守ってみなさんで気持ちよく利用できるようにしましょう。

- (1) 体調不良やケガに対する治療や投薬は、原則として行いません。
- (2) 保健室での休養は、原則として 1 時間程度休養すれば回復する見込みのある場合に限ります。
- (3) 授業中の場合は、教科担当に申し出てから来室してください。
- (4) 保健室を利用した際は「保健室利用カード」に記入してください。
- (5) 保健室内では、飲食及び携帯電話の使用は控え、静かに過ごしましょう。
- (6) 学校に養護教諭がいないときには、管理上の問題から保健室を利用することはできません。学級担任または職員室にいる学年の先生に相談してください。

8 図書館利用の規定

図書館は生徒・職員の共有スペースであり、その蔵書も全員が利用するものであることを常に心掛け、以下の通り利用してください。

(1) 開館日

- ① 開館日は授業日を原則とする。長期休業・定期テスト中の開館日は別に定める。

② 開館時間

月曜日～金曜日……………始業時～16 時 50 分

(2) 本を借りる時・返す時

- ① 借りたい本をカウンターに持って行き、手続きをしてもらう。冊数の制限はなし。返却期間は 2 週間。
- ② 返す場合は、廊下の返却 BOX に入れるか、又はカウンター上の返却箱に

入れる。

③ 返却期限を守る。

④ 本を無断で館外に持ち出さない。

(3) 利用上の注意

① 本は丁寧に扱い、万一、紛失・破損・汚損した場合は、すみやかに図書館に申し出ること。弁済していただく場合もあります。

② 私語を慎み、静かに利用する。

③ 館内に飲食物の持込みをしない。

9 体育施設使用規定

(1) 使用後は、清掃又は整備を行う。

(2) 施設・用具を破損した場合は、すみやかに管理責任者（体育科教員）に報告し、校舎・校具破損届を提出する。

(3) 部活動の割り当て表は別に定める。

(4) LHRで使用する場合には、別に規定を定める。

(5) 原則として、火気の使用と飲食は禁止とする。

(6) 運動以外の目的で使用する場合は、必ず事前に管理責任者の許可を得る。

〈グラウンド・テニスコート・多目的コートについて〉

(1) 雨天時、雨天後の使用は、体育科で判断をする。

(2) 防球ネットに寄りかかったり、ボール類をぶついたりしない。

(3) 革靴での進入は禁止する。

(4) 自転車の乗り入れは禁止する。

(5) 砂場の砂を勝手に持ち出さない。

〈体育館・武道場について〉

(1) 体育館用シューズ以外の使用は認めない。

(2) 最後に使用した団体は、清掃後窓を閉め、消灯、施錠をする。

〈プールについて〉

プールの使用については、別に定める。

〈トレーニングルームについて〉

トレーニングルームの使用については、別に定める。

10 部室使用規定

(1) 部室は、部活動以外の目的で使用しない。

(2) 部員以外の使用を禁止する。

ただし、卒業生等が使用する場合は、顧問に届け出る。

(3) 部室内は清潔・整頓・衛生面に留意し使用後の清掃を行い、火気は厳禁とする。

(4) 戸締りに注意し盗難の起こらないように留意する。

(5) 使用時間は、始業前・放課後とする。

ただし、特別な事情のある場合は、顧問の許可及び立会いのもとで使用する。

〈鍵の借用・返却について〉

① 朝練習は、7:00～8:20とし、鍵の管理は顧問が対応する。朝練習後ただちに返却する。（8:30まで）

② 紛失・破損の時は該当の部が弁償する。合鍵等の利用は厳禁する。

以上の規定に違反する場合は部室の使用を禁止することもある。

11 安全対策について

(1) 安全な学校生活を送るための目標

- ① 危険な場所や状態についての知識を持ち、その状態を判断できる。
- ② 危険を避けて行動する能力をつける。
- ③ 他の人に危害が及ばないように注意する。
- ④ 目的が明確でない不用意な行動（ふざけ半分の行為など）をせず、また他人の危険な行為を制止できる。
- ⑤ 公衆安全に積極的に協力できる。

(2) 校内における注意事項

- ① 校舎内で運動することは禁止する。ただし、部活動については顧問の監督の下、行うことができる。
- ② 廊下や階段を走らない。特に雨天の日や湿気の多い日は床が滑りやすくなっているので、十分注意して通行する。
- ③ 窓の外の日よけや屋上の柵の外には出ない。

(3) 部活動の安全対策

- ① 各部の部長は顧問とよく相談して活動計画を立案する。また、校内外において部活動を行う時は、部員のみの活動は避け、必ず顧問（代理人）が立ち会うものとする。
- ② 次のような時は運動をやめるか、無理な運動をしないなどの注意を要する。
ア．病後や睡眠不足など疲労の大きいとき。特に、定期テストやその前後。
イ．天候が悪かったり採光照明が不十分で、光量が不足しているとき。
ウ．光化学スモッグが発生したとき、又はそのおそれのあるとき。
- ② 高温多湿の環境にあり、熱中症発生の危険が高いと考えられるとき。
- ③ 活動内容をよく理解し、身体のだの部分に負担や無理を生じやすいかを認識すると共に、準備運動を十分に行い、各種活動の安全に対する認識を身につけておく。
- ④ 気象の変化に応じて、準備運動の方法や量、服装、運動種目の実施方法について適切な処置を取る。
- ⑤ 同質量の活動を多くの生徒に実施する時は、発達段階や修得技能の個人差を考慮し、自己過信で無理な運動をしたり、能力以上の運動を他に強制したりしないようにする。
- ⑥ 普段から自分の健康管理に十分注意し、何か身体的不調を感じた時には速やかに養護教諭又は顧問等に相談する。
- ⑦ 運動用具等、使用する設備、用具が破損したり老朽化していないか、よく確かめて用いる。
- ⑧ 化学実験、電気実験又はそれに類することを行うときは、薬品や機械の十分な知識と周到な注意のもとに行う。十分な知識のない実験は必ず専門の教師に相談して行い、爆発、火災、薬物傷害、薬物中毒、感電などの事故を未然に防止する。
- ⑨ 活動時間は長すぎないように十分考慮する。特に、下校時刻以後に残留する活動については顧問とよく相談して、保護者の了承を得、学校長に届け出て、

適切な責任者が付添わなければならない。

- ⑩ 校舎内での器具を用いる運動は禁止する。
- ⑪ 中庭でのボールを用いた練習は禁止する。
- ⑫ プール横では顧問立ち合いのもとボール等道具を使う活動を認める。
- ⑬ 雨天時、校内でのトレーニングは会議等に配慮し行う。原則として道具の使用は禁止。中館・北館 1～2 階、東側階段での活動は禁止とする。又、使用後、清掃を行うこと。

(4) 光化学スモッグによる被害の防止

日差しが強い 4 月から 10 月までの時期、気温が高く風が弱い日は、光化学スモッグが発生しやすくなる。体への影響としては、目が痛い、涙が出る、のどが痛い、息苦しさ、頭痛などの症状が出る。

- ① 予報・注意報・警報の発令時の対
 - ・屋外での過激な運動は避ける。特に警報の発令時は屋内外を問わず、運動を中止する。
 - ・屋内では風向きを考慮して窓を閉める。
- ② 被害が出たときの対応
 - ・うがい、洗眼をする。
 - ・手足のしびれ、呼吸困難、意識障害が出たときは医療機関を受診する。

③ 情報の利用

4 月から 10 月までの期間、毎日情報が提供されている。

テレフォンサービス 050-5306-2687

インターネット（携帯）

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/kanshi/realtime/index.html>

(5) 火災・地震の非常時における安全対策

日頃より家族とともに災害発生時の行動について考え、避難経路を把握しておくなどして、非常時に冷静な行動がとれるよう備えておく。

〈大きな地震が発生したときの初期行動について〉

- ① 教室にいる場合
 - ア. 机の下にもぐり落下物から頭部を保護する。
 - イ. 窓ガラスや、転倒・落下・発火するおそれのある物の近くから速やかに離れる。
- ② 教室以外の場所にいる場合
 - ア. 火災や転倒するおそれのある物の近くから離れ、その場合に合った身の安全を図る。
 - イ. 落下物から身を守るよう行動する。

〈火災・地震における避難時の注意〉

- ① 火災を発見したときは、直ちに付近の火災報知器のボタンを押すと共に職員に通報する。
- ② 避難する際は、職員の指示に従い安全に留意し落ち着いて行動する。
- ③ 火災時において防火シャッターが降りている時は、横にある扉を利用し避難する。

- ④ 避難場所はグラウンド南側とし、クラス毎出席番号順に整列し点呼を受ける。

災害用伝言ダイヤル（171）の基本操作方法

○「171」を入力し、音声ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行う。

① 「171」を入力（ガイダンスが流れる）

② {・録音する場合「1」を入力
・再生する場合「2」を入力

③ {・自宅または連絡をとりたい相手の電話番号を入力して録音
・安否情報等を確認したい相手の電話番号を入力して再生

※伝言の録音が可能な電話番号は、被災地にある固定電話の電話番号（市外局番より入力）になります。

(6) 体調不良やケガが起きた時には

学校生活における突然の体調不良やケガが起きた時には、人命尊重を第一に考え、すばやい処置が必要になる。よって、自分もしくは周りの誰かに体調不良やけがが起きた時には、ただちに近くににいる先生に知らせる。

救急用品保管場所	救急箱	AED	担架
職員室・職員室前	○		○
保健室・保健室前	○	○	○
体育館			○
職員玄関		○	○
体育科準備室	○		○